# 相楽東部広域連合長選挙規程

平成21年2月1日 選管規程第2号

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規程は、相楽東部広域連合規約(平成20年12月22日京都府知事許可)に定めるもののほか、広域連合長選挙について、必要な事項を定めるものとする。

(選挙事務の管理)

- 第2条 広域連合長選挙は、相楽東部広域連合長選挙会(以下「選挙会」という。)が管理 執行する。
- 2 選挙会の庶務は、広域連合事務局総務課において処理する。

(選挙長)

- 第3条 選挙会に選挙長を置く。
- 2 選挙長は、広域連合事務局長をもって充てる。

(選挙立会人)

- 第4条 選挙会に2人以上の選挙立会人を置く。
- 2 選挙長は、それぞれの選挙人が選任する関係町村の職員をもって充てる。

第2章 投票

(選挙期日)

第5条 選挙期日は、選挙人の意見を聴いて、選挙長が定める。

(一人1票)

第6条 投票は、一人1票に限る。

(投票所)

第7条 投票所は、広域連合事務所内の選挙長の指定した場所に設ける。

(投票の開閉時間)

第8条 投票の開始時間は、選挙人の意見を聴いて、選挙長が定める。

(投票所においての投票)

第9条 選挙人は、選挙の当日、自ら投票所に行き、投票をしなければならない。

(投票用紙の交付)

第10条 投票用紙は、選挙の当日、投票所において選挙人に交付しなければならない。

### (記号式投票)

第11条 選挙人が、自ら、投票所において、投票用紙に氏名が印刷された広域連合長の候補者のうちその投票しようとするもの一人に対して、投票用紙の記号を記載する欄に〇の記号を記載して、これを投票箱に入れる方法による。

## (投票用紙の様式)

- 第12条 投票用紙の様式は、別紙様式による。
- 2 投票用紙に印刷する広域連合長の候補者の氏名の順序は、右から笠置町長、和東町長、 南山城村長とする。

## (投票箱の閉鎖)

- 第13条 投票所を閉じるべき時刻になったときは、選挙長は、その旨を告げて投票所の入口 を閉じ、投票所にある選挙人の投票の終了を待って、投票箱を閉鎖しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、投票所を閉じるべき時刻前に、選挙人のすべてが投票を終了 した場合は、選挙長は、投票箱を閉鎖することができる。
- 3 何人も、投票箱の閉鎖後は、投票をすることができない。

## 第3章 開票

(開票所)

第14条 開票所は、広域連合事務所内の選挙長の指定した場所に設ける。

# (開票日)

第15条 開票は、投票の終了後直ちに行う。

### (開票)

第16条 選挙長は、選挙立会人立会の上、投票箱を開く。

## (開票の場合の投票の効力の決定)

第17条 投票の効力は、選挙立会人の意見を聴き、選挙長が決定しなければならない。その 決定に当たっては、次条の規定に反しない限りにおいて、その投票した選挙人の意思が明 白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

#### (無効投票)

- 第 18 条 次ぎの各号のいずれかに該当するものは、無効とする。
  - (1) 所定の用紙を用いないもの。
  - (2) 一票中に2人以上の広域連合長の候補者に対して○の記号を記載したもの。
  - (3) ○の記号以外の事項を記載したもの。
  - (4) ○の記号を自ら記載しないもの。
  - (5) 広域連合長の候補者の何人に対して、○の記号を記載したか確認し難いもの。

第4章 当選人

(当選人)

- 第19条 有効投票の多数を得た者をもって当選人とする。
- 2 当選人を定めるに当たり得票数が同じであるときは、選挙長がくじで定める。

(当選人決定の場合の告知)

第20条 当選人が定まったときは、選挙長は、直ちに当選人に当選の旨を告知しなければな らない。

(当選等の効力の発生)

第 21 条 当選人の当選の効力は、前条の規定による告知があった日から、生ずるものとする。

第5章 補 則

(選挙録の作成)

第22条 選挙長は、選挙録を作り、選挙に関する次第を記載し、選挙立会人とともに、これ に署名しなければならない。

(投票及び選挙録の保存)

第23条 投票は、選挙録と併せて、広域連合事務局総務課において、当該選挙に係る広域連合長の任期間保存しなければならない。

(選挙の参観)

第24条 関係する町村の住民は、広域連合長選挙の参観を求めることができる。

(秩序保持)

第25条 選挙長は、投票所又は開票所の秩序をみだす者があるときは、これを制止し、命に 従わないときは投票所の外に退出させることができる。

(委任)

第26条 この規程の施行に関し必要な事項は、選挙長が定める。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

候補者氏名	○をつける欄
○のほか何も書かないこと。	二 〇 の ほ か 何
欄に○をつけること。 投票しようとする候補者一人についてその氏名の上の○をつける	欄に○をつけること。 一 投票しようとする候場
	注意
相楽東部広域連合長選挙投票○年○月○日 執行	相楽東部広域:○年○月○日

備考

一 候補者の氏名にはふりがなを付けること。